

年金に関する各種手続きに、マイナンバー「個人番号」が必要になりました!

【本人が窓口にお越しになる場合】



1. マイナンバーの確認

次に掲げる書類のうち、いずれか1つによる確認
①マイナンバーカード ②通知カード ③マイナンバーが記載された住民票の写し

2. 身元（実存）確認

<p>●次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認</p> <p>①マイナンバーカード</p> <p>②運転免許証、運転経歴証明書</p> <p>③住民基本台帳カード（写真付きのもの）</p> <p>④旅券（パスポート）</p> <p>⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳</p> <p>⑥在留カード、特別永住者証明書</p> <p>⑦官公署などが発行した資格証明書で次に掲げるもの（写真付きのもの）☆</p> <ul style="list-style-type: none"> 船員手帳 海技免状 小型船舶操縦免許証 猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 宅地建物取引士証 電気工事士免状 無線従事者免許証 認定電気工事従事者認定証 特種電気工事資格者認定証 耐久検査員の証 航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書 動力車操縦者運転免許証 教習資格認定証 検定合格証（警備員に関する検定の合格証） 	<p>●左記による確認が困難な場合は、次に掲げる書類2つ以上による確認（異なる丸数字の組み合わせが必要）</p> <p>⑧被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険、介護保険、共済組合）</p> <p>⑨児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>⑩住民基本台帳カード（写真付きでないもの）</p> <p>⑪公的年金（企業年金、基金を除く）の年金証書または恩給証書</p> <p>⑫年金手帳</p> <p>⑬日本年金機構が交付した通知書（年金額改定通知書、年金振込通知書など）☆</p> <p>⑭印鑑登録証明書</p> <p>⑮学生証（写真付きのもの）☆</p> <p>⑯官公署などが発行した身分証明書（写真付きのもの）☆</p> <p>⑰官公署などが発行した資格証明書（写真付きのもので⑦に掲げる書類以外のもの）☆</p>
---	---

（備考）・☆印（⑦、⑬、⑮、⑯、⑰）については、氏名、生年月日（または住所）が記載されたものに限る。
・資格（身分）証明書（官公署などが発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真など、個人を特定する情報を記載、貼付した有効期限内のもの）は原本の提示が必要（写しや画像は不可）。
・日本年金機構が基礎年金番号・氏名・住所などをあらかじめ印字して本人に交付した届書などについては、当該届書などを使用して届け出を行う場合には、これを身元（実存）確認書類として扱う。

【本人の代理人が窓口にお越しになる場合】

1. 代理権の確認

●次に掲げる書類による確認

- 法定代理人の場合：戸籍謄本など
- 任意代理人の場合：委任状

●上記による確認が困難な場合は、官公署などから本人に対し一に限り発行・発給された書類（本人の健康保険証など）

2. 代理人の身元（実存）確認

●本人の場合と同じ方法による確認

3. 本人のマイナンバーの確認

●次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認
①マイナンバーカード ②通知カード ③マイナンバーが記載された住民票の写し

※各種手続きには、本人確認書類以外にも必要な書類があります。保険年金課または、土浦年金事務所へご確認ください。

問い合わせ先 役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線236）
土浦年金事務所 ☎029-825-1170

学生納付特例制度のご案内

学生は、国民年金保険料の納付を猶予することができます。保険料を納めることができないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

対象者 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生など。所得制限あり。
※各種学校→学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程。

※制度の詳細、申請方法については、役場保険年金課国民年金係へお問い合わせください。
※平成30年度学生納付特例申請書（ハガキ形式）が届いた方は、必要事項を記入し、返送いただければ、窓口での申請は不要です。

問い合わせ先 役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線236）
土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170

平成30年度の国民年金保険料

16,340円/月

※国民年金保険料は、年齢、性別、所得に関係なく全国一律です。

国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の方の平成30年度（4月～平成31年3月分）の保険料が改正され、1カ月1万6340円となりました。保険料の納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末」と定められています。納付期限までに保険料を納めないとならない場合があり、忘れずに納めてください。保険料の納付が経済的に難しい場合は、免除制度（所得制限あり）などを利用することができます。役場保険年金課国民年金係または、土浦年金事務所国民年金係にご相談ください。

知って得する!

国民年金これ

平成30年度の国民年金保険料のお知らせ

国民健康保険税を特別徴収（年金から天引き）されている方へ

これまで、国保税の年税額が決定する前の4月・6月・8月の税額は、その年の2月の税額と同額としており（仮徴収）残りは、年税額が決定した後、年税額から4月・6月・8月分の税額を差し引いた残りを、10月・12月・2月の3回分として年金から納付いただいていたところです。

上記の場合、前半と後半で納付額に差がある方も発生していることから、平成30年度から年金から天引きされる税額が平準化（均等化）されることになりました。

特別徴収の対象となる方は?

次の1から4のすべてに該当される場合に対象となります。

- 1 世帯主が国民健康保険の被保険者であること。
- 2 国民健康保険被保険者全員の年齢が65歳～74歳であること。
- 3 世帯主が受給している年金の年額が18万円以上であること。
- 4 特別徴収される国民健康保険税と介護保険料の合計が、世帯主が受給している年金額の2分の1を超えないこと。

※世帯主が年度の途中で75歳になる場合は、特別徴収にはなりません。

【例】平成29年度の年税額120,000円（平成30年2月 特別徴収額 30,000円）だった利根太郎さん。
平成30年度も年税額120,000円（前年度と同額と仮定）だった場合の隔月の徴収額は、次のとおりとなります!

【平成29年度以前】							【平成30年度以降】						
29年度	30年度						29年度	30年度					
本徴収	仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収	仮徴収		仮徴収		本徴収	
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
30,000	30,000	30,000	30,000	10,000	10,000	10,000	30,000	30,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000

※1. 4月分は従来どおり2月の税額と同額となりますが、6月以降の税額が変更となります。
※2. 所得等の増減があった場合は、年税額も増減しますので、後半（10月・12月・2月）で再調整されます。

問い合わせ先 役場保険年金課 国民健康保険係 ☎68-2211（内線256）